

# 富加町

第4期 障がい者計画

第7期 障がい福祉計画

第3期 障がい児福祉計画



令和6年3月

富加町

# ■ 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b>	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画策定体制	4
<b>第2章 富加町の現状</b>	<b>5</b>
1 総人口の状況	5
2 障がい者（児）の状況	6
2-1 手帳所持者の状況	6
2-2 発達障がいのある方の状況	10
2-3 高次脳機能障がいのある方の状況	10
2-4 更生医療支給決定者数の状況	10
2-5 育成医療支給決定者数の状況	11
2-6 難病患者の状況	11
2-7 障がいのある児童の状況	12
2-8 補装具費の支給状況	13
<b>第3章 基本目標と施策の体系</b>	<b>14</b>
1 基本理念	14
2 施策の体系	15
<b>第4章 施策の方向性と具体的施策</b>	<b>16</b>
1 とともに支えあい安全・安心なまち	16
1-1 支えあいの心	16
1-2 利用しやすい生活環境の整備	18
1-3 防災・防犯対策の推進	20
2 みんながいきいきと健やかに暮らせるまち	21
2-1 保健・医療施策の充実	21
2-2 福祉サービスの充実	23
2-3 保育・教育の充実	26
3 かがやきながら明るく活力あふれるまち	28
3-1 雇用・就労の充実	28
3-2 スポーツ・レクリエーション・文化活動の促進	29
<b>第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画</b>	<b>30</b>
1 サービスの提供について	30
1-1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について	30

1-2	国の基本方針	30
2	成果目標と活動指標の設定	31
2-1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	31
2-2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	32
2-3	地域生活支援の充実	33
2-4	福祉施設から一般就労への移行等	34
2-5	障がい児支援の提供体制の整備等	36
2-6	相談支援体制の充実・強化等	38
2-7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	39
2-8	発達障がい等に対する支援	40
3	障がい福祉サービスの見込み量と確保方策	41
3-1	訪問系サービス	41
3-2	日中活動系サービス	42
3-3	居住系サービス	44
3-4	相談支援	45
3-5	障がい児通所、入所、相談支援	46
4	地域生活支援事業の見込み量と確保方策	47
4-1	相談支援事業	47
4-2	成年後見制度利用支援事業	48
4-3	成年後見制度法人等後見支援事業	48
4-4	コミュニケーション支援事業	49
4-5	日常生活用具給付等事業	50
4-6	移動支援事業	51
4-7	地域活動支援センター事業	51
4-8	訪問入浴サービス事業	52
4-9	日中一時支援事業	53
4-10	研修・啓発事業	53
4-11	自発的活動支援事業	53

## 第6章 計画の推進 54

1	計画推進の体制	54
1-1	全庁的な施策の推進	54
1-2	県・近隣市町村との連携	54
2	計画の進捗管理	54

## 第7章 資料 55

○富加町障がい者計画等策定委員会設置要綱	55
○富加町第4期障がい者計画等策定委員会 委員名簿	56

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がい者を取り巻く環境は大きく変化し、障がい者や家族等の高齢化、障がいの重度化などにより障がい福祉のニーズは多様化しています。また、「親なき後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう必要な支援が提供できる環境づくりや、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することが求められています。そのような中、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、特に、障がい者を含めた脆弱な立場に置かれている人々に大きな影響を与え、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しています。

国においては、障害者基本法や障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の障がい福祉に関する法整備が進められ、令和5年3月には障害者基本計画（第5次）が策定されました。

また、障がい者の地域生活を支援するために、新たなサービスの創設や、障がい児支援施策の拡充のほか、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められ、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な方針」が改正されました。

本町では、こうした状況を踏まえながら、平成30年3月に「富加町第3期障がい者計画」を策定し、「障がいのある人もない人も みんなが住みよいまち とみか」を基本目標として掲げ、障がい福祉施策の充実に取り組んできました。また、令和3年3月には「富加町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、各サービスの提供体制の確保や円滑な実施について、実施目標等を定めて取り組んできました。

これらの計画期間が終了することを受けて、これまで推進してきた障がい福祉施策の必要な見直しを行い、障がい者の法律や制度の動向、本町の障がい者の実態を踏まえながら、今後の本町の障がい者施策の基本方針を定めるための「富加町第4期障がい者計画」とその生活支援に関する実施計画である「富加町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を、一体的に策定します。

## 2 計画の位置づけ

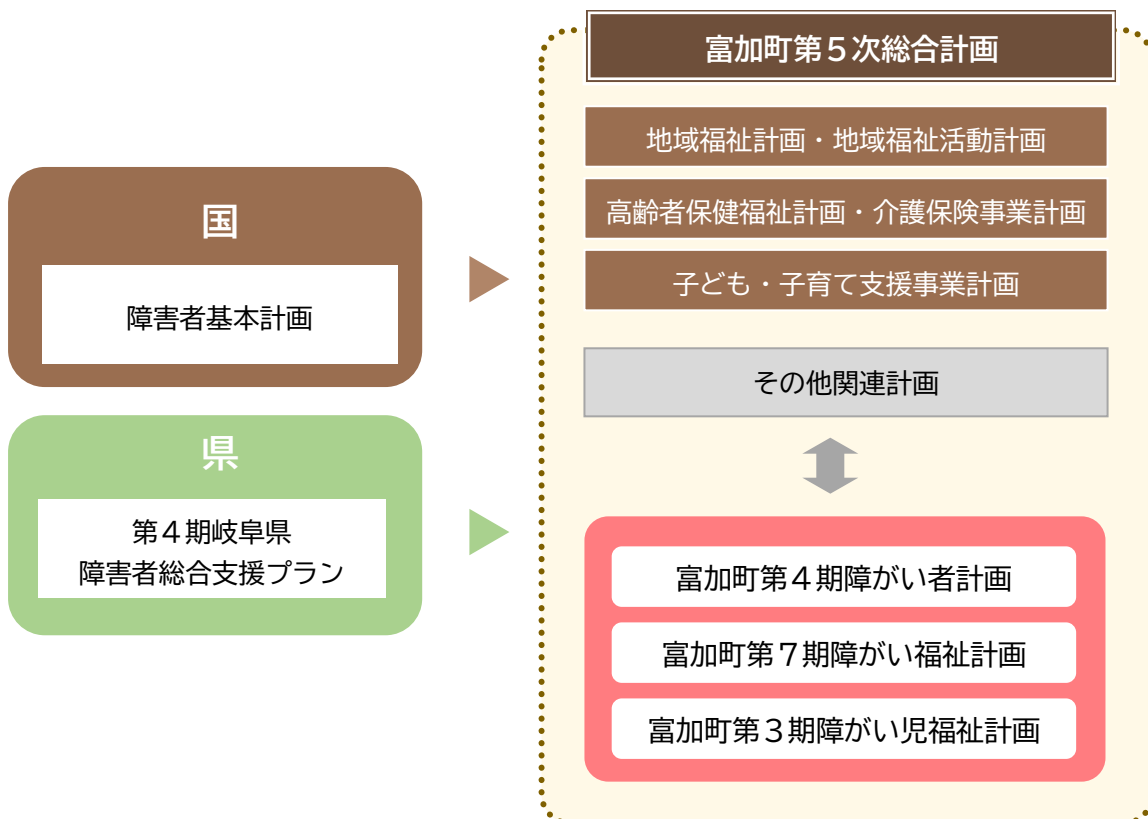
本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「第4期障がい者計画」と障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「第7期障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定したものです。

「第4期障がい者計画」は、障がい者のための施策に関する基本的な方針、目標を定める中長期の計画です。

「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービス、地域生活支援事業、児童福祉法に基づくサービスの量の見込みと確保に関する計画として、本町の障がい者施策の総合的な推進を目指します。

また、本町の上位計画である富加町第5次総合計画や関連計画、国・県の関連計画等との整合性を確保して策定しています。

項目	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名称	富加町第4期障がい者計画	富加町第7期障がい福祉計画	富加町第3期障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
性格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画 (基本計画的)	障がい福祉サービス、地域生活支援事業の見込みと提供体制を確保するための計画 (実施計画的)	児童福祉法に基づくサービスの見込みと提供体制を確保するための計画 (実施計画的)



### 3 計画期間

「第4期障がい者計画」は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間の計画期間とし、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間の計画期間とします。

ただし、国及び県の動向や社会情勢の変化に対応するため、必要がある場合は計画期間内においても見直しを行います。

計画名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者計画	第3期			第4期					
障がい福祉計画	第6期			第7期					
障がい児福祉計画	第2期			第3期					

## 4 計画策定体制

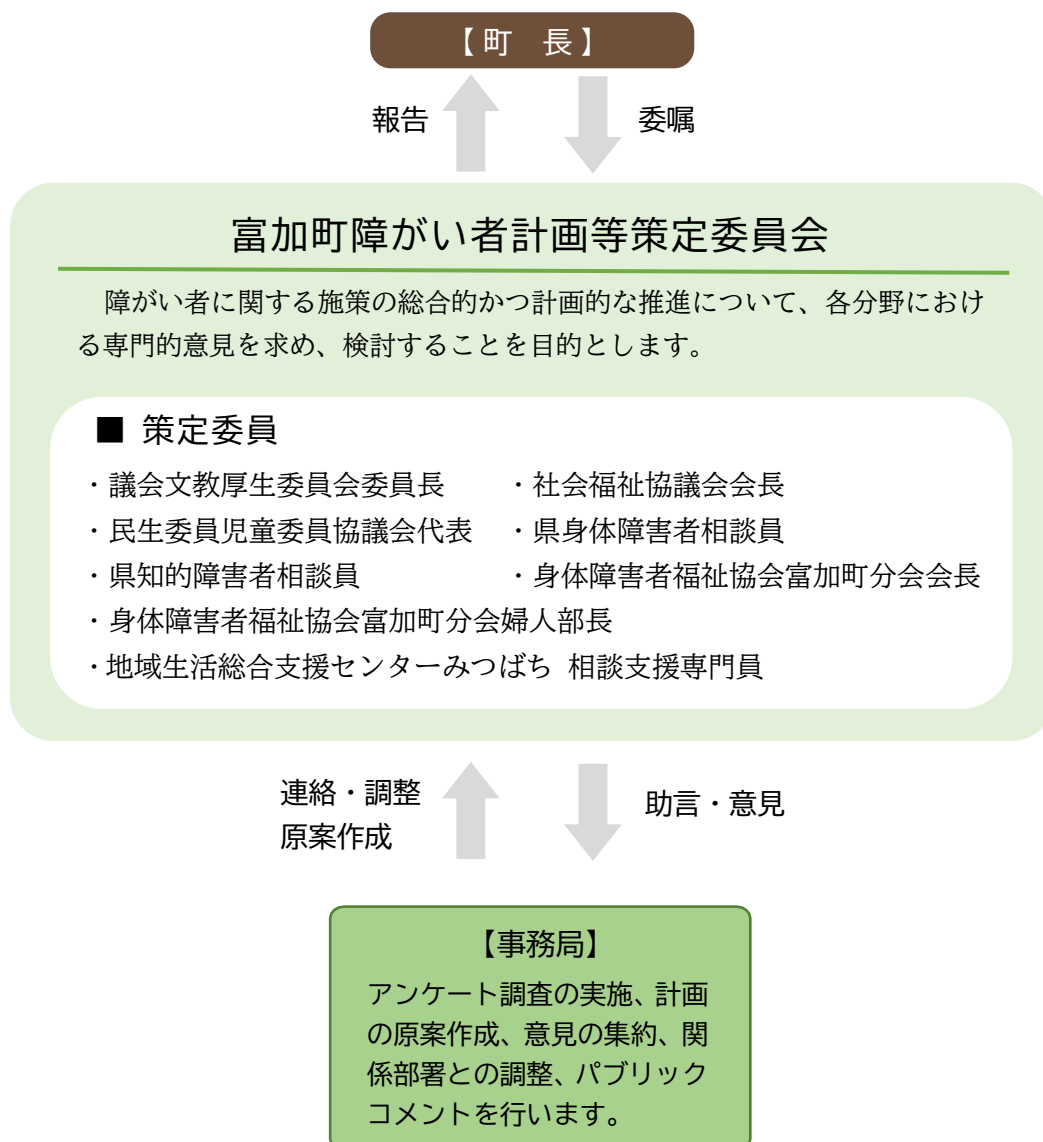
### (1) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、町内の保健・医療・福祉関係者をはじめ、町議会代表、障がい者団体、民生委員児童委員協議会の代表による策定委員会を設置し、計画案の検討・決定を行いました。

広域的な対応が必要な施策の実施にあたっては、県及び近隣市町との連携、連絡調整を行いました。

### (2) パブリックコメントの実施

令和6年2月1日～令和6年2月29日まで、「第4期障がい者計画」及び「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の案を役場等の窓口や町のホームページを通じて広く公開し、郵送やメール等で計画に対する意見を募りました。



## 第2章

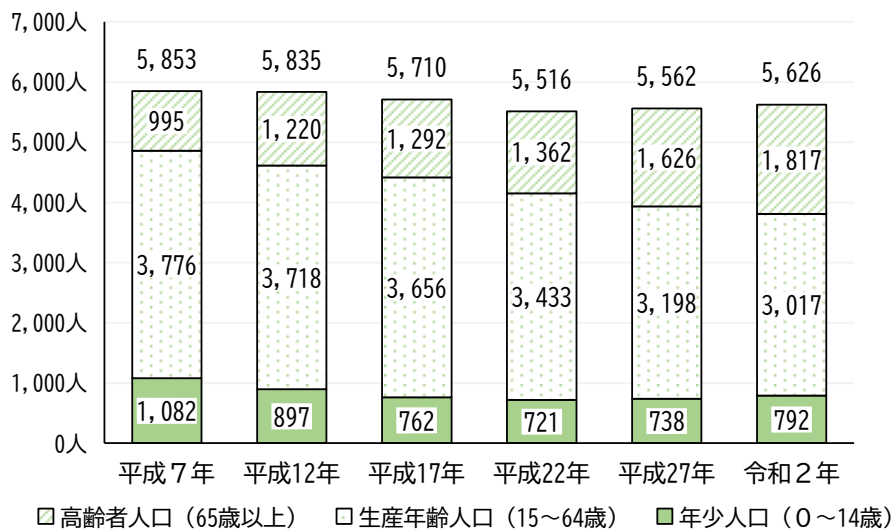
## 富加町の現状

## 1 総人口の状況

総人口の推移をみると、平成22年までは減少傾向にあったものの、令和2年にかけてはやや増加し、5,626人となっています。

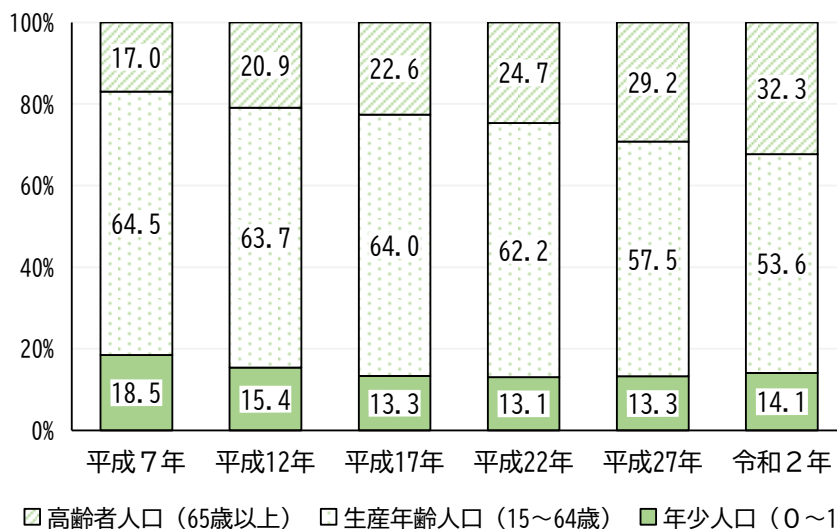
年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は、人口及び人口割合とも減少傾向にありますが、高齢者人口（65歳以上）は逆に、人口及び人口割合とも増加傾向にあり、令和2年の高齢者人口割合は32.3%となっています。

## ■ 年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査（平成27年は年齢不詳を含む）

## ■ 年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査（平成27年は年齢不詳を含む）



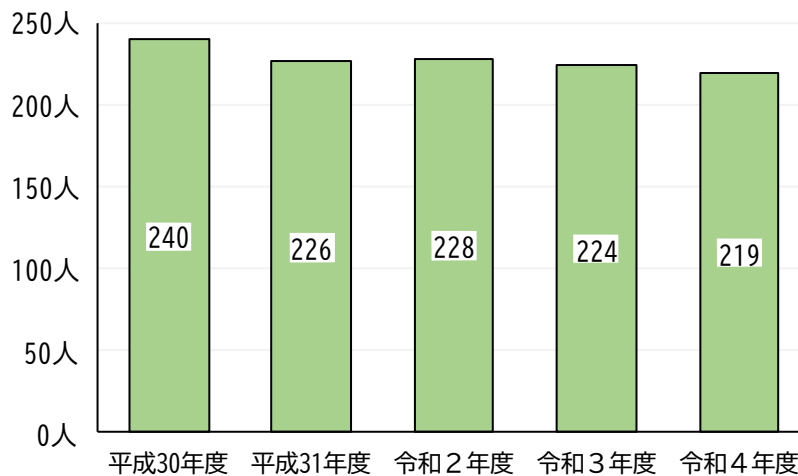
## 2 障がい者（児）の状況

### 2-1 手帳所持者の状況

#### (1) 身体障害者手帳所持者数の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、概ね減少傾向となっており、令和4年度では219人となっています。等級別にみると、5級では減少傾向がみられますが、その他は概ね横ばいで推移しています。

#### ■ 身体障害者手帳所持者数の推移



#### ■ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	62	64	65	59	60
2級	27	31	32	31	26
3級	61	55	52	56	55
4級	58	53	52	52	55
5級	21	14	16	14	12
6級	11	9	11	12	11
総数	240	226	228	224	219

資料：岐阜県身体障害者更生相談所（各年度3月31日現在）

### ■ 種類別身体障害者手帳所持者の推移

(人)

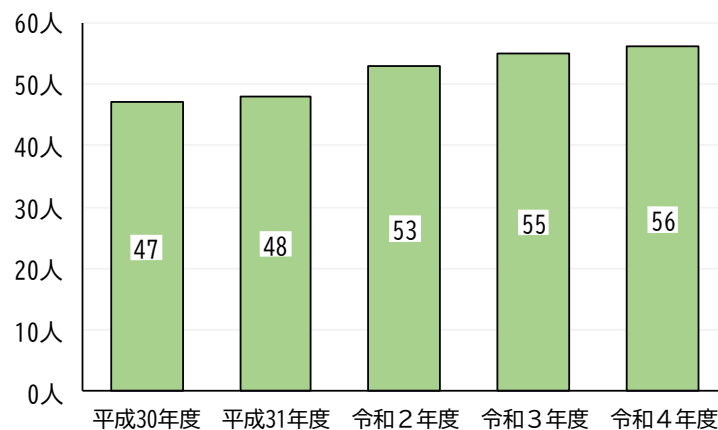
区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	8	7	9	9	9
聴覚・平衡機能障がい	19	17	19	20	23
音声・言語そしゃく機能障がい	0	0	0	0	0
肢体不自由	145	133	128	127	117
内部障がい	68	69	72	68	70
総数	240	226	228	224	219

資料：岐阜県身体障害者更生相談所（各年度3月31日現在）

### (2) 療育手帳所持者数の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、増加傾向となっており、令和4年度では56人となっています。等級別でみると、B2が増加傾向にあります。その他は概ね横ばいで推移しています。

### ■ 療育手帳所持者数の推移



### ■ 等級別療育手帳所持者の推移

(人)

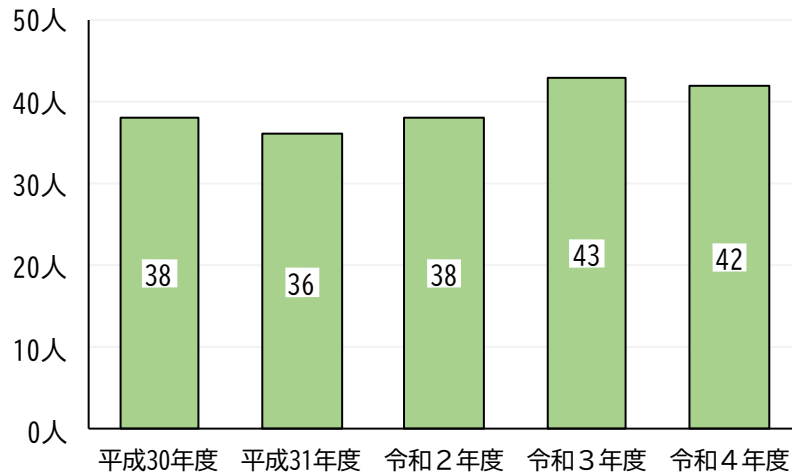
区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	5	5	5	5	5
A1	8	8	9	9	9
A2	10	10	11	11	10
B1	11	11	12	11	12
B2	13	14	16	19	20
総数	47	48	53	55	56

資料：岐阜県知的更生相談所（各年度3月31日現在）

### (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、概ね横ばいとなっており、令和4年度では42人となっています。等級別でも、概ね横ばいとなっています。

#### ■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



#### ■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

(人)

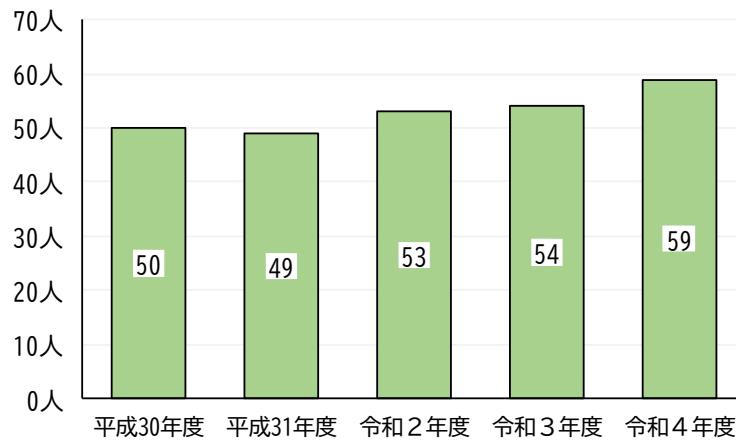
区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	10	9	9	11	11
2級	27	25	25	29	28
3級	1	2	4	3	3
総数	38	36	38	43	42

資料：県 保健医療課（各年度3月31日現在）

#### (4) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の状況

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、増加傾向となっており、令和4年度では59人となっています。

##### ■ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



資料：県 保健医療課（各年度3月31日現在）



## 2-2 発達障がいのある方の状況

発達障害者支援法において、「発達障害」とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法第2条）と定義されています。これらのタイプのうちどれにあたるのか、障がいの種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により診断名が異なることもあります。大事なことは、その人がどんなことができ何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向けることです。そして、その人その人に合った支援があれば、だれもが自分らしく、生きていけるのです。

## 2-3 高次脳機能障がいのある方の状況

交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障がい起きた状態をいいます。国が定めた身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者の定義にあてはまらない障がいを抱えている方もいます。高次脳機能障がい者等においては、社会参加や安定した在宅生活をいかに行えるかが課題であり、そのためには一人ひとりにあった支援が不可欠です。

## 2-4 更生医療支給決定者数の状況

身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするために医療が必要なときは、成人の場合は更生医療が受けられます。

支給決定者数は10人前後で推移しており、令和4年度では9人となっています。

### ■更生医療支給決定者数の推移

(人)

平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
9	11	9	12	9

資料：福祉保健課（各年度の支給決定者数）

## 2-5 育成医療支給決定者数の状況

身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするために医療が必要なときは、児童の場合は育成医療が受けられます。

### ■育成医療支給決定者数の推移

(件)

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	1	0	0	0	0
聴覚障がい	1	0	0	0	0
盲ろう	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく 機能障がい	0	0	1	0	0
肢体不自由	0	0	1	1	0
内部障がい	3	0	0	0	0
総数	5	0	2	1	0

資料：福祉保健課（各年度の支給決定者数）

## 2-6 難病患者の状況

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定される指定難病（平成29年4月1日現在330疾病）について、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者が支援されています。

### ■町内の指定難病認定者数

(人)

疾病名	人数
筋萎縮性側索硬化症	1
パーキンソン病	3
全身性エリテマトーデス	4
脊髄小脳変性症	1
全身性強皮症	1
多発性嚢胞腎	1
再生不良性貧血	1
サルコイドーシス	1
下垂体前葉機能低下症	1
クローン病	3
特発性後天性全身性無汗症	1
潰瘍性大腸炎	7
総数	25

資料：可茂保健所（令和4年度末）

## 2-7 障がいのある児童の状況

富加小学校・双葉中学校には特別支援学級が設置されています。

### ■特別支援学級の状況

(人)

		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支援学級（学級）	富加小学校	2	2	2	2	2
	双葉中学校	2	2	2	2	2
在籍者数（人）	富加小学校	4	4	4	5	7
	双葉中学校	7	5	8	7	8

資料：教育委員会（各年度5月1日現在）

可茂特別支援学校在籍児童数は、毎年4人で推移しています。

### ■可茂特別支援学校の在籍児童数の状況

(人)

		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
可茂特別支援学校	小学部	2	1	0	0	0
	中学部	2	3	2	2	1
	高等部	0	0	2	2	3
岐阜盲学校		0	0	0	0	0
岐阜聾学校		0	0	0	0	0
総数		4	4	4	4	4

資料：教育委員会（各年度5月1日現在）

## 2-8 補装具費の支給状況

補装具費の支給とは、身体機能を補完または代替し、かつ長期間にわたり使用するもの（義肢・装具・車いす等）を購入又は修理する費用を公費で支給する制度です。

### ■補装具費支給決定数の推移

(件)

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
義肢	0	0	0	0	0
装具	0	3	0	2	4
座位保持装置	0	0	0	0	1
盲人安全つえ	1	0	0	0	0
歩行補助つえ	0	0	0	0	0
義眼	0	0	0	0	0
眼鏡	0	0	0	0	0
補聴器	2	3	3	4	4
車いす	4	2	3	1	5
電動車いす	0	0	0	0	0
歩行器	0	0	0	1	0
座位保持いす	0	0	0	0	0
起立保持具	0	0	0	0	0
頭部保持具	0	0	0	0	0
排便補助具	0	0	0	0	0
総数	7	8	6	8	14

資料：福祉保健課（各年度末現在）



## 第3章

# 基本目標と施策の体系

## 1 基本理念

富加町第5次総合計画において、まちの将来像として「JUSTomika Life（ジャストミカ ライフ） みんなで創る 誰もが住みよい ちょうどいいまち とみか」を掲げ、6つの基本目標があります。その中の福祉関係の基本目標として「健康に暮らせるまちづくり」では、現状と課題を洗い出し、事業の取組に反映させていきます。これらの実現のためには、その他の基本目標や個別の取り組むべき事業の実現、関連計画を総合的に推進することが必要です。

この度、新たに第4期計画を策定するにあたって、前回の富加町第3期障がい者計画の基本理念を引継ぎ、障がいの有無に関わらず、子どもから高齢者までのすべての町民が安心して健やかに暮らせるよう、地域の理解を促進し、つながりや支え合いの仕組みづくりなどにより、共生社会の実現を目指します。

### 基本理念



障がいのある人もない人も みんなが住みよいまち とみか



### 基本目標

基本目標 1

ともに支えあい安全・安心なまち



基本目標 2

みんながいいきと健やかに暮らせるまち




基本目標 3

かがやきながら明るく活力あふれるまち



## 2 施策の体系

本計画では、下記に示す施策の体系に基づいて計画的、総合的に施策を推進します。

基本理念	基本目標	基本施策	具体的施策
 <p>障がいのある人もない人も みんなが住みよいまち とみか</p> 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本目標 <b>1</b></div> <p><b>ともに支えあい 安全・安心なまち</b></p>	1. 支えあいの心	(1) 住民の「福祉の心」の育成 (2) ボランティア・NPO活動を支援するまちづくり (3) 専門的人材の確保
		2. 利用しやすい生活環境の整備	(1) 情報提供の充実と情報のバリアフリー化 (2) 外出支援の強化 (3) 人にやさしい建築物・道路の整備
		3. 防災・防犯対策の推進	(1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策の推進
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本目標 <b>2</b></div> <p><b>みんながいきいき と健やかに 暮らせるまち</b></p>	1. 保健・医療施策の充実	(1) 保健施策の充実 (2) 医療体制の確保 (3) 医療的ケア児に対する支援の充実
		2. 福祉サービスの充実	(1) 障がい福祉サービスの充実 (2) 地域生活支援事業の充実 (3) 相談支援体制の強化
		3. 保育・教育の充実	(1) 障がい児支援の基盤整備 (2) 障がいの早期発見 (3) 障がい児保育の推進 (4) 障がい児教育の推進
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本目標 <b>3</b></div> <p><b>かがやきながら 明るく活力あふれる まち</b></p>	1. 雇用・就労の充実	(1) 雇用の促進 (2) 就労移行支援や就労継続支援の利用の促進 (3) 物品等購入の推進
		2. スポーツ・レクリエーション・文化活動の促進	(1) スポーツ・レクリエーションの促進 (2) 文化活動の促進

## 第4章

# 施策の方向性と具体的施策

## 1 とともに支えあい安全・安心なまち

### 1-1 支えあいの心

#### (1) 住民の「福祉の心」の育成

広報誌やホームページにおいて、障がい者に関する情報は掲載しておりますが、より障がいへの理解を深められるよう、今後さらなる広報活動の充実に努めます。

また、窓口対応等における障がいのある方への一人ひとりに応じた合理的配慮に取り組んでいるため、引き続き支援の充実に努めます。

施策名	施策内容	担当課
広報等を利用した周知・啓発の促進	町の広報紙や社会福祉協議会の広報紙等を利用して、障がい者の情報等を掲載することで障がいに対する地域での理解を深めます。	福祉保健課
障がいへの理解の推進	日頃から、障がいのある方とない方の交流の機会を持つことで障がい特性への理解を促進し、困難を抱えている障がいのある方を誰でも手助けできるような啓発活動を行います。子育て支援センター等地域の中で共同できる環境をつくります。	福祉保健課
障がいへの差別の解消	窓口対応等における障がいのある方への一人ひとりに応じた合理的配慮に積極的に取組めます。	福祉保健課

#### (2) ボランティア・NPO活動を支援するまちづくり

障がいのある方の社会参加及び町民のボランティア活動参加を促進します。

施策名	施策内容	担当課
ボランティア・NPO活動の促進	NPO・ボランティア団体や各種教育機関等との連携強化と活動支援を行い、住民一人ひとりの活動と交流が活発化する環境づくりに努めます。また、ボランティア等の活動に対する地域住民の理解を深め、さまざまな世代が参加できるよう、地域での交流を広げながらNPO・ボランティア活動を促進します。	福祉保健課
当事者活動の活性化	町社会福祉協議会等と連携して団体への支援を行うことで、団体活動の充実、継続を図ります。希望する方が加入できるよう、当事者団体等のPR等を行います。	福祉保健課

### (3) 専門的人材の確保

本町ではこれまで、県や民間事業者、社会福祉協議会等の関係機関の協力を得ながら、各種の福祉サービスの充実を図ってきました。

今後も、利用者のニーズを踏まえた福祉サービス内容の質的充実を図るとともに、障がいのある方が地域で自立して生活していくうえで必要となる相談体制、情報提供体制の整備や専門性の高い人材の育成・確保等を推進していきます。

施策名	施策内容	担当課
障がいのある方を支える人材の確保・養成	障がいのある方が地域で安心して暮らせるためにも、相談支援やケアマネジメント等に携わる人材の確保・養成に努めます。	福祉保健課
研修会等への参加の促進	多様な障がい特性に対応できる専門的技術の向上をめざし、相談員や関係職員に対して研修会等への参加を促すなど、より一層の資質の向上に努めます。	福祉保健課

## 1-2 利用しやすい生活環境の整備

### (1) 情報提供の充実と情報のバリアフリー化

選挙では、全ての投票所にスロープを設置し、点字投票ができる環境を整備していますが、駐車場の舗装が整備されていない箇所があり、車いす等で投票所に来られる際に足元が悪く対応が必要となっているため、改善を図ります。

情報提供においては、本町のホームページで音声での読み上げ機能がある他、手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣事業を実施しており、今後も利便性の向上に努めます。

また、町防災行政無線個別受信機を全世帯に配布し、防災情報の提供に努めており、広報紙やホームページの他に、すぐメールやLINEを活用して最新の行政情報を提供できるよう、障がいのある方に配慮した情報提供を心がけます。

施策名	施策内容	担当課
コミュニケーション支援事業	聴覚や音声・言語機能等に障がいのある方が、公的機関や医療機関を利用する際に手話通訳者及び要約筆記奉仕員を派遣し、意思伝達の手段を確保することにより、コミュニケーションの円滑化を図り、自立と社会参加の促進を図ります。	福祉保健課
選挙における配慮	すべての選挙人が投票しやすい環境を整備するため、投票区見直しの検討を行い、投票所の設備環境の改善を図ります。	総務課
多様な手段による情報提供の推進	町ホームページにおいて、読み上げ・文字拡大機能等のバリアフリー化をさらに推進し、障がい者に配慮した情報提供に努めます。 また、重要な情報や緊急情報は、メール配信サービスやラジオ、SNS等様々な伝達手段を活用し、情報を入手しやすい環境づくりに努めます。 防災行政無線システムを維持管理していくため、機器の順次更新を行います。	総務課 企画課 福祉保健課
手話奉仕員養成研修事業	障がいのある方の自立した日常生活、社会生活を営むことができるように支援することを目的とし、聴覚障がいのある方の社会参加促進のための、手話技術を習得した手話奉仕員を養成・研修する事業です。近隣の市町村と広域的に、より多くの手話奉仕員を養成する研修を行うことで意思疎通支援の充実と障がい福祉サービスの向上を図ります。	福祉保健課

## (2) 外出支援の強化

移動支援は地域生活支援事業のメニューとして実施しており、障がいのある方の社会参加等を促進できていますが、同行援護と行動援護については現在サービスの利用希望者がいない状況となっています。

また、外出支援として高齢者等移動支援事業やタクシー利用料金助成事業の利用を促進します。

施策名	施策内容	担当課
移動支援	外出及び余暇活動等の社会参加のために外出する際の移動支援を行うことにより、障がいのある方の地域生活や社会参加を促進します。	福祉保健課
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある方に対して外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、必要な援助を行います。	福祉保健課
行動援護	知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難がある方に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護を行うほか、外出の際の移動支援を行います。	福祉保健課
タクシー利用料金助成事業	在宅で重度の障がいがある方に対し、タクシーの利用料金の一部を助成し、日常生活の利便と社会生活圏の拡大を図ります。	福祉保健課

## (3) 人にやさしい建築物・道路の整備

障がいのある方の目線に合わせたバリアフリー化やユニバーサルデザインを推奨し、誰もが利用しやすい建築物や道路の整備に努めます。

施策名	施策内容	担当課
人にやさしい建築物・道路の整備	施設を改修する際にはバリアフリー化を検討し、誰もが利用しやすい施設の環境整備に努めます。 また、踏切の手前や歩道内の一部に、点字ブロックの設置を検討します。	教育課 建設課

## 1-3 防災・防犯対策の推進

### (1) 防災対策の推進

本町では令和5年度に避難行動要支援者システムを導入し、支援体制の整備を図っています。また、自治会や民生委員と協力し要支援者の個別避難計画の作成を進めています。

J-ALERT受信機の起動確認を定期的に行い、弾道ミサイルを想定した初動対処マニュアルを作成しました。町防災行政無線システムのデジタル化を行い、個別受信機は設置を希望しない一部の世帯を除き、おおむね全世帯に配布を完了しており、すぐメールやLINEの活用を含め最新の防災情報を提供できるような環境整備に努めます。

施策名	施策内容	担当課
災害時要支援者対策の推進	「富加町地域防災計画」「富加町災害時要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、住民の防災意識の向上と自治会や民生委員・児童委員、災害ボランティアを中心とした要支援者ごとの支援体制の構築を推進します。	福祉保健課
緊急通報体制・情報提供の推進	聴覚障がいのある方や音声・言語機能障がいのある方の消防署への緊急通報手段として、緊急通報装置やFAXでの緊急通報の受け付け体制を整備するとともに、一層の周知を行い利用を促進します。	総務課 福祉保健課

### (2) 防犯対策の推進

自治会等の近隣住民や民生委員等の関係機関と連携し、地域での見守り体制を構築しています。

また、町ホームページにニセ電話詐欺の事例等を掲載し、岐阜県警のサイトとリンクすることで、最新の情報を掲載している他、地域安全指導員及び岐阜県警と連携し、農業協同組合や郵便局の前で啓発活動を行っています。

施策名	施策内容	担当課
地域での見守り体制の確立	自治会等の近隣住民や民生委員等の関係機関との連携を図り、障がいのある方、高齢者、児童の地域の見守り体制の強化を図ります。	福祉保健課
防犯に関する情報提供の推進	岐阜県警と連携し、詐欺情報等を共有するとともにホームページ等で情報提供することで住民の防犯意識高揚に努めます。	総務課

## 2 みんながいきいきと健やかに暮らせるまち

### 2-1 保健・医療施策の充実

#### (1) 保健施策の充実

町の広報誌やホームページで健康や生活習慣病の予防について情報提供を行い、健康教室や催し会場での健康イベントを実施し、健康づくりに関する意識の高揚を図っています。また、精神疾患疑いや保有者に対しては、継続的な相談や訪問を実施し必要な支援につなげています。

施策名	施策内容	担当課
健康づくりと疾病の予防	障がいのある方が日常生活を健康に過ごしていけるように、広報紙やホームページ等で健康情報を提供し、健康づくりに関する意識を高めます。健康教室の開催や健康相談の実施を通じ、身近に健康づくりに取り組める機会を提供します。	福祉保健課
心の健康づくり	健康相談の場や家庭訪問により、心の健康に関する相談を実施します。より効果的な啓発手法・媒体等について検討を進め、啓発活動を行います。	福祉保健課
訪問指導の推進	要支援高齢者の把握をもとに、障がいのある方で健康に不安のある人に対して必要に応じて訪問指導を行い、健康等に対する相談支援を行うとともに、医療機関、福祉部門と連携しながら解決を図ります。	福祉保健課

#### (2) 医療体制の確保

健康づくりの推進や、健康診査等の早期発見・早期対応の体制を充実させ、必要に応じ専門機関での受診を促しています。

医療費の助成においては、自立支援医療制度（更生医療、育成医療、精神通院）により、心身に障がいのある方が医療を受けた場合、自己負担額の一部を助成し、また重度心身障がい者医療助成制度により、障がいのある方の経済的負担を軽減しています。

施策名	施策内容	担当課
保健・医療・福祉の連携強化	医療機関や関係機関と連携を図り、身近な地域で障がいに関する診察が受けられる環境作りに努めます。	福祉保健課
医療費助成の推進	自立支援医療制度（更生医療、育成医療、精神通院）により、心身に障がいのある方が医療を受けた場合、自己負担額の一部を助成します。重度心身障がい者医療助成制度により、障がいのある方の経済的負担を軽減します。	福祉保健課



### (3) 医療的ケア児に対する支援の充実

近年、国において医療的ケア児の支援の充実を図っており、本町においてもコーディネーターの配置を含めた医療的ケア児のサポート体制を整備することが求められています。

障がいのある児童がいきいきと個性を發揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障がいの早期発見や各種健診、相談の充実を図るだけでなく、医療的ケア児コーディネーターの配置を検討するとともに、サポート体制の拡充を目指します。

施策名	施策内容	担当課
医療的ケア児等に対する包括的支援	医療的ケア児支援センターや、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携促進に努め、対象者の相談に応じながら情報の提供や助言、その他の支援を行います。医療的ケア児コーディネーターを順次養成し、支援の充実を図ります。	こども課 福祉保健課
医療的ケア児の受入体制の整備	児童発達支援センターと保育所等における医療的ケア児の受入体制について検討します。	こども課 福祉保健課
医療的ケア児コーディネーターの配置	医療機関や障害福祉サービス事業所等と連携し、調整する役割である医療的ケア児コーディネーターの配置を検討します。	福祉保健課

## 2-2 福祉サービスの充実

### (1) 障がい福祉サービスの充実

障がい福祉サービスにおいては、新規・更新の際にはサービス量やサービス内容について確認し、その方にあった適切なサービスの提供に努めており、居住系サービスについては、日中活動系サービスと組み合わせたサービスを提供しています。

また、サービス受給者・相談支援事業所と連絡を密にとり、受給者にあった適切なサービス利用計画の作成を促進しています。

施策名	施策内容	担当課
訪問系サービスの確保とサービス利用の促進	居宅介護、重度訪問介護、行動援護等の訪問系サービスにより、障がいのある方が自宅で安心して暮らせるように、サービス利用の経過を見守り、ニーズに応えられるサービス提供量の確保に努めます。	福祉保健課
日中活動系サービス利用の促進	生活介護、自立訓練等のサービスにより、日中活動の場や就労の場として、障がいのある方の地域社会の中で自立していけるよう、また、生きがいづくりの場として利用を促進します。	福祉保健課
居住系サービス利用の促進	主に夜間にも対応した、共同生活援助（グループホーム）等のサービスにより、障がいのある方の居住の場が充実し、地域の中で生活しやすくなるよう努めます。また、施設入所支援については、自立支援給付により支援します。	福祉保健課
適切なケアマネジメントの推進	特定相談支援事業所等との連携強化や指導の充実により、ニーズや特定に応じた適正なサービス利用計画の作成を促進します。サービス利用計画の見直しを行うことで、環境や状態の変化に対応できるよう体制を整備します。	福祉保健課

## (2) 地域生活支援事業の充実

各種障がい福祉サービスの基盤整備・充実を図り、障がいのある方の外出支援等、地域で自立した生活ができる体制の整備や社会参加を促進します。

施策名	施策内容	担当課
コミュニケーション支援事業（再掲）	聴覚や音声・言語機能等に障がいのある方が、公的機関や医療機関を利用する際に手話通訳者及び要約筆記奉仕員を派遣し、意思伝達の手段を確保することにより、コミュニケーションの円滑化を図り、自立と社会参加の促進を図ります。	福祉保健課
補装具・日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある方に対して、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具の購入及び住宅改修に要した費用の一部を給付することにより、日常生活がより円滑に行われるよう便宜を図ります。	福祉保健課
移動支援事業（再掲）	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために外出する際の移動支援を行うことにより、障がいのある方の地域における自立生活や社会参加を促進します。	福祉保健課
訪問入浴サービス事業	在宅の障がいのある方に対して、訪問による入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。	福祉保健課
日中一時支援事業	日中一時的見守りが必要な障がいのある方を一時的に預かり、社会に適応するための日常的な訓練を行います。	福祉保健課
社会参加促進事業	自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成し、障がいのある方の社会参加を促進します。	福祉保健課
成年後見制度利用支援事業	精神上的障がい（認知症、知的障がい、精神障がい等）により物事を判断する能力が十分でない方が不利益を被らないように、家庭裁判所によって本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を支援する成年後見制度の利用促進を図ります。	福祉保健課
手話奉仕員養成研修事業（再掲）	障がいのある方の自立した日常生活、社会生活を営むことができるように支援することを目的とし、聴覚障がいのある方等との交流活動の促進のための、手話技術を習得した手話奉仕員を養成・研修する事業です。近隣の市町村と広域的に、より多くの手話奉仕員を養成する研修を行うことで意思疎通支援の充実と障がい福祉サービスの向上を図ります。	福祉保健課

### (3) 相談支援体制の強化

障がいのある方が専門的な相談を受けられるよう、圏域において相談支援体制を構築しています。また、相談支援事業所、サービス提供事業所、計画相談事業所と連携し、障がいのある方にとって最適なサービスを提供できる支援体制を整備しています。

施策名	施策内容	担当課
相談支援体制の強化	障がいのある方が必要なときに必要な情報が得られるよう、身近な地域において専門的な相談支援を行う体制が整備できるよう検討します。	福祉保健課
障がい者相談員等の活動支援	就労、医療、住まいその他の日常生活における身近な相談員となる障害者相談員等の活動支援に努めます。	福祉保健課

## 2-3 保育・教育の充実

### (1) 障がい児支援の基盤整備

児童発達支援において、地域の中核的な障がい児相談支援センターの役割を持つ児童発達支援センターの設置はできていない状況ですが、療育の場として、児童発達支援サービスを提供できるように、関係機関と連携して対応しています。

また、発達障がいについて広報誌やホームページ等を活用し周知啓発を図ります。

施策名	施策内容	担当課
児童発達支援センターの体制支援	障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応のための訓練等を受ける施設で、地域の中核的な障がい児相談支援センターの役割を持つ児童発達支援センターの設置について、近隣市町村と連携しつつ広域で検討します。	こども課 福祉保健課
児童発達支援事業の推進	身近な療育の場として、障がいのある子どもに基本的動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業の提供体制の充実を図ります。	こども課 福祉保健課
発達障がい児支援	発達障がいのある児童について、その障がい特性についての周知・啓発を図り、発達障がいのある児童やその保護者が安心して生活できるよう支援します。	こども課 福祉保健課

### (2) 障がいの早期発見

将来、障がいのある子どもたちが持てる能力を十分に発揮し、自立した生活を送るためには、乳幼児期から適切な治療、訓練を行うことが重要になります。乳幼児健康診査・健康相談・育児相談等において障がいの早期発見に努め、必要な療育につなげるように図ります。

施策名	施策内容	担当課
障がいの早期発見	健康診査・相談事業において、保護者からの聞き取りや子どもの様子から必要な家庭の療育に繋がるよう関係機関と連携していきます。	こども課 福祉保健課
総合的な療育体制の整備	保健・医療・福祉等の連携を図りながら、地域療育・支援体制の充実をめめます。 また、職員の研修参加を積極的に勧め、人材育成を行い、指導員のスキルアップに努めます。	こども課

**(3) 障がい児保育の推進**

幼児の成長記録や支援上の配慮に関する情報を、必要に応じて関係機関と共有し、障がいの特性に合わせた適切な支援を行い健全な成長発達を促進します。

施策名	施策内容	担当課
障がい児保育の実施	障がい児研修に参加し、資質向上に努めます。 また、保護者の不安を取り除くことで、円滑な親子関係を築くお手伝いができるよう保護者支援に努めます。	こども課
子育て支援の推進	子育て支援センター、こども園、保健センターと連携を図りながら、子育てに関する相談に適切に応じられるよう伴走型の支援に努めます。	こども課 福祉保健課
保育所等訪問支援の実施	こども園訪問、検診への参加など他機関と広域で連携し、保護者や担当職員へ専門的な立場からアドバイスを行うなどの支援を実施します。	こども課 福祉保健課

**(4) 障がい児教育の推進**

一人ひとりの特性に応じた個別的な教育支援体制や支援内容の充実を図り、障がいのある子どももない子どもも共に育つインクルーシブ教育の実現を目指します。

施策名	施策内容	担当課
特別な支援が必要な子どもへの対応	支援が必要な子どものケース検討などを行い、本人及び保護者の意見を聞きながら、適切な支援を実施します。また、こども園、小学校、中学校で連携し、一人ひとりの特性に応じた支援内容の充実を図ります。	教育課 こども課 福祉保健課
特別支援学級での教育の推進	障がいのある児童の生活・職業的自立を支援するため、関係機関と連携を図りながら発達段階に応じた指導の充実を図ります。	教育課

## 3 かがやきながら明るく活力あふれるまち

### 3-1 雇用・就労の充実

#### (1) 雇用の促進

障がいのある方に対して、就労に関する必要な情報を提供し、雇用に関する相談・支援について一貫した取組ができるよう、就労支援の充実を図るとともに、ハローワーク等の関係機関と連携していきます。

施策名	施策内容	担当課
障がい者雇用に関する理解の促進	「障害者の雇用の促進等に関する法律」にかかる法定雇用率の達成について、ハローワーク等と連携して、周知・啓発を図ります。	福祉保健課
就労に関する相談体制の充実	就労意欲をもつ障がいのある方が、その能力や適正に応じた就労を実現できるよう、適切に対応できる相談体制づくりを図ります。	福祉保健課

#### (2) 就労移行支援や就労継続支援の利用の促進

障がいのある人に対して生産活動の支援を行う就労継続支援B型事業と、ハローワークを通して雇用契約によって就労する就労継続支援A型事業の利用を促進します。

施策名	施策内容	担当課
就労移行支援・自立訓練の確保と利用の促進	広域の就労移行支援事業所、就労継続支援事業所との連携により、障がいのある方がやりがいをもって就労することができる環境作りを促進します。	福祉保健課
障がい者の就業定着に向けた支援の推進	国、県などと連携しながら、広報紙等を通じて就労情報の提供を行います。中濃圏域の市町村、民間事業者等と調整を図り、福祉的就労の供給体制の確保に努め、その利用を促進します。	福祉保健課

#### (3) 物品等購入の推進

障がい者就労施設等から、町民の方々が物品等購入しやすくなるよう広報や町ホームページでの情報提供に努め、障がいのある方の社会参加を支援します。

施策名	施策内容	担当課
障がい者就労施設等からの物品等購入の推進	障がい者就労施設や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、町は物品やサービスを購入する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入します。また、企業や町民の方々からの購入が拡大するよう情報提供に努めます。	福祉保健課

## 3-2 スポーツ・レクリエーション・文化活動の促進

### (1) スポーツ・レクリエーションの促進

スポーツ・レクリエーション活動は、障がいのある方の自立と社会参加を促すだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送るうえでも重要となります。

県内や中濃圏域の障がい者スポーツ大会への参加を推進していますが、今後も町民との積極的な交流機会として、スポーツ・レクリエーション活動の支援や内容の充実を図ります。

施策名	施策内容	担当課
参加・交流しやすいスポーツ・レクリエーション活動の推進	障がいのある方も気軽にスポーツを楽しめるよう、各種軽スポーツ大会等の開催を推進します。	福祉保健課

### (2) 文化活動の促進

ふれあいサロンどうだんを運営し、生きがいと健康づくりの場を提供しています。

また、町民の学習のきっかけづくりを目指して、様々な講座を企画することで生涯学習情報や学習機会を提供し、必要課題および要求課題に対して取り組んでいます。

施策名	施策内容	担当課
地域活動への参加の推進	誰もが気軽に参加できる交流機会の提供を行い、地域における社会参加を促進し、ふれあいと健康づくりを推進します。	福祉保健課
文化・芸術活動の活性化	要求課題にはマイ講座を、必要課題には公民館講座を企画することで住民ニーズに対応し、受講者が主体となる課題解決型講座を重点に講座運営を促進します。	教育課



## 第5章

## 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

## 1 サービスの提供について

## 1-1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

障がい福祉サービスに関する実施計画的な位置づけとして策定するものであり、障がい福祉サービス・障がい児通所支援等の利用量のほか、目標値（数値目標）の設定をします。

## 1-2 国の基本方針

国が示す基本指針に記載されている基本的理念は、以下のとおりです。

基本的理念	要旨
① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ることを基本として、サービス等の提供体制の整備を進める。
② 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等	障がい者等が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう、市町村を実施主体の基本とする。対象となる障がい者等の範囲は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とする。
③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限活用し、提供体制の整備を進める。
④ 地域共生社会の実現に向けた取組	地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービス確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら包括的な支援体制の構築推進に取り組む。
⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援	障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で、障がい種別にかかわらず、質の高い発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図る。また、障がい児のライフステージに沿って、関係機関が連携し、切れ目ない支援を提供する体制の構築を図る。
⑥ 障がい福祉人材の確保・定着	提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのため、専門性を高めるための研修実施、多職種間連携の推進、業務効率化等に関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。
⑦ 障がい者の社会参加を支える取組定着	文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。

## 2 成果目標と活動指標の設定

### 2-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 【国の基本指針】

令和4年度末時点の福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、福祉施設においては、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。

当該目標値の設定に当たっては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障がい福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

#### 【目標値】

項目	目標	実績	考え方
令和4年度末の施設入所者数	—	7人	令和4年度末に施設入所している人数
地域移行者数	1人 (14.3%)	—	令和4年度末の全入所者のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
施設入所者の削減数	1人 (14.3%)	—	令和8年度段階での削減する人数

## 2-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国の基本指針】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となる。こうした取組により、精神障がい者の精神病床からの退院の促進を図ることとする。

### 【目標値】

項目	目標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	4回	4回	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	保健	2人	2人	2人
	医療（精神科）	0人	0人	0人
	医療（精神科以外）	0人	0人	0人
	福祉	2人	2人	2人
	介護	1人	1人	1人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における評価の実施回数	2回	2回	2回	
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人	
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人	
精神障がい者の共同生活援助の利用者	1人	1人	1人	
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人	
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	1人	1人	

## 2-3 地域生活支援の充実

### 【国の基本指針】

障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。また、強度行動障がい者を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

### 【目標値】

項目	目標
	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所
コーディネーターの配置人数	0人
地域生活支援支援拠点等の検証及び検討の実施回数	1回以上/年
強度行動障がい者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備の有無	有

## 2-4 福祉施設から一般就労への移行等

### (1) 福祉施設から一般就労への移行

#### 【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であることなどに鑑み、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

#### 【目標値】

項目	目標	実績	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	—	0人	就労移行支援事業等を通じて令和3年度に一般就労した人数
就労移行支援事業	—	0人	就労移行支援事業を通じて令和3年度に一般就労した人数
就労継続支援A型事業	—	0人	就労継続支援A型事業を通じて令和3年度に一般就労した人数
就労継続支援B型事業	—	0人	就労継続支援B型事業を通じて令和3年度に一般就労した人数
令和8年度の一般就労移行者数	1人	—	就労移行支援事業等を通じて令和8年度に一般就労する人数
就労移行支援事業	0人	—	就労移行支援事業を通じて令和8年度に一般就労する人数
就労継続支援A型事業	1人	—	就労継続支援A型事業を通じて令和8年度に一般就労する人数
就労継続支援B型事業	0人	—	就労継続支援B型事業を通じて令和8年度に一般就労する人数
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	0か所	—	令和8年度に就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数

## (2) 就労定着支援事業の利用者数

### 【国の基本指針】

就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

### 【目標値】

項目	目標	実績	考え方
令和3年度末の就労定着支援事業利用者数	—	0人	令和3年度末における就労定着支援事業を利用した人数
令和8年度末の就労定着支援事業利用者数	1人	—	令和8年度末において就労定着支援事業を利用する人数

## (3) 就労定着支援事業所の就労定着率

### 【国の基本指針】

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

### 【目標値】

項目	目標	実績	考え方
就労定着支援事業利用終了後、一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所数	0か所	—	令和8年度に就労定着支援事業利用終了後、一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所数

## 2-5 障がい児支援の提供体制の整備等

### (1) 児童発達支援センターの設置

#### 【国の基本指針】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

#### 【目標値】

項目	目標
	令和8年度
児童発達支援センターの設置数	1か所(中濃圏域にて設置)
障がい児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築の有無	有

## (2) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

## 【国の基本指針】

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

## 【目標値】

項目	目標
	令和8年度
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数	1カ所(中濃圏域にて確保)
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	1カ所(中濃圏域にて確保)

## (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

## 【国の基本指針】

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

## 【目標値】

項目	目標
	令和8年度
医療的ケア児等の支援に関して、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置の有無	有(中濃圏域にて設置)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	中濃圏域にて確保



## 2-6 相談支援体制の充実・強化等

### 【国の基本指針】

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

### 【目標値】

項目		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無		有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	0件
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	1回	1回
	主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等	相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	12回	12回	12回
	参加事業者・機関数	5機関	5機関	5機関
	専門部会の設置数	1部会	1部会	1部会
	専門部会の実施回数	1回	1回	1回

## 2-7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【国の基本指針】

利用者が真に必要なとする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

### 【目標値】

項目		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に 係る各種研修の活用	研修への本町職員の参加人数	1人	1人	1人
障がい者自立支援審査 支払等システムによる 審査結果の共有	事業所や関係自治体等と共有 する体制の有無及び実施回数	0回	0回	1回

## 2-8 発達障がい等に対する支援

### 【国の基本指針】

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要である。そのためには、支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要である。

また、発達障がい者等に対して適切な支援を行うためには、発達障がいを早期かつ正確に判断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

### 【目標値】

項目		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング	受講者数	0人	0人	1人
	実施者数	0人	0人	1人
ペアレントプログラム	受講者数	0人	0人	1人
	実施者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数		0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数		0人	0人	1人

### 3 障がい福祉サービスの見込み量と確保方策

障がい福祉サービス等の見込量に関しては、国の基本指針を踏まえ、過去の利用実績、サービス利用意向、平均的な一人あたり利用量等を勘案し算出しています。

#### 3-1 訪問系サービス

サービス名	サービスの概要
居宅介護	自宅で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護を必要とする方に自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

#### 【サービス見込み量確保のための方策】

在宅での自立した生活を支えるサービスとして、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所と連携し、ニーズに対応したサービスが提供できるよう供給体制の整備に努めます。

#### ■訪問系サービスの見込み量

サービス名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	4	6	6	6	6	7
	時間/月	54	127	125	130	136	143
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は、10月末までの利用実績を基に算出しています。

資料：福祉保健課（各年度3月サービス提供分より）

### 3-2 日中活動系サービス

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労移行支援、就労継続支援A型・B型の利用または一般就労をする前に、就労アセスメントを行うことで、本人の希望、就労能力や適性等に合った適切な選択ができるようサポートを行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用型）
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。（非雇用型）
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人の就労の継続を図るため、生活面の課題の把握、企業や関連機関等との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療的ケアと、常に介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護・日常生活の世話をを行います。
短期入所（福祉型）	病気等で家族・保護者等による介護が受けられないなどの理由により、一時的な期間での障がい者支援施設等への宿泊を伴う入所・介護のサービスを行います。
短期入所（医療型）	病気等で家族・保護者等による介護が受けられないなどの理由により、一時的な期間での医療機関への宿泊を伴う入所・介護のサービスを行います。

## 【サービス見込み量確保のための方策】

日中活動の場として、今後ニーズの増加が見込まれるため、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所と連携し、ニーズに対応したサービスが提供できるよう供給体制の整備に努めます。就労系のサービスについて、サービス実施事業者や相談支援事業者と連携を図り、利用の促進に努めるとともに、福祉施設から一般就労に移行できるよう支援を行います。

## ■日中活動系サービスの見込み量

サービス名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	15	16	16	17	17	18
	人日/月	302	308	325	332	339	345
うち重度障がい者	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労選択支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労継続支援A型	人/月	8	7	7	8	9	10
	人日/月	156	129	133	153	173	193
就労継続支援B型	人/月	5	7	9	8	8	8
	人日/月	70	111	141	129	129	129
就労定着支援	人/月	0	0	0	0	0	1
療養介護	人/月	1	1	1	1	1	1
短期入所(福祉型)	人/月	2	3	3	3	3	3
	人日/月	17	15	12	12	12	11
うち重度障がい者	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
短期入所(医療型)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
うち重度障がい者	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は、10月末までの利用実績を基に算出しています。

資料：福祉保健課（各年度3月サービス提供分より）

### 3-3 居住系サービス

サービス名	サービスの概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する人に対し、利用者の居宅を定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居で、夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している方に夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

#### 【サービス見込み量確保のための方策】

保護者の死後や介護者の高齢化・疾病になった場合でも、関係機関との情報の共有化を行い、必要なサービス量を確保できるよう、広域的に連携し、拡充を図ります。入所を必要とする障がいのある方に対して、適切な施設利用を推進します。

#### ■居住系サービスの見込み量

サービス名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	5	5	7	7	7	8
うち重度障がい者	人/月	0	0	0	0	0	0
施設入所支援	人/月	6	7	7	7	7	6

※令和5年度の実績は、10月末までの利用実績を基に算出しています。  
資料：福祉保健課（各年度支給決定者数）

### 3-4 相談支援

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障がいのある人が利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うサービスです。
地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院等を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において、単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

#### 【サービス見込み量確保のための方策】

障がい福祉サービスの支給決定を行う際に必要な計画相談支援については、今後ニーズの増加に対応できるように、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所と連携し、サービス等利用計画の作成に必要な体制の整備に努めます。

地域移行支援、地域定着支援について、医療機関、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所等と連携し、必要な支援を行います。

#### ■相談支援の見込み量

サービス名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	7	7	6	7	8	9
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は、10月末までの利用実績を基に算出しています。

資料：福祉保健課（延べ利用者数/12か月）



### 3-5 障がい児通所、入所、相談支援

障がい児支援の見込量に関しては、国の基本指針を踏まえ、過去の利用実績、サービス利用意向、平均的な一人あたりの利用量等を勘案し算出しています。

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練等を行います。
保育所等訪問支援	施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な児童について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する障がいのある子どもに対し、障がい児支援利用計画案の作成やサービス事業者との連絡調整等の支援を行います。

#### 【サービス見込み量確保のための方策】

支援を必要とする子どもの早期発見と、その後の速やかな療育につなげられるよう、教育機関や子育てに関わる機関等と広域的な連携を図り、サービスを提供します。

#### ■障がい児通所、入所、相談支援の見込み量

サービス名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	2	3	2	2	2	2
	人日/月	21	23	21	21	21	21
放課後等デイサービス	人/月	3	4	7	8	9	9
	人日/月	50	47	88	99	111	124
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	1	2	2	3	3	3

※令和5年度の実績は、10月末までの利用実績を基に算出しています。

資料：福祉保健課（各年度サービス提供分より）

## 4 地域生活支援事業の見込み量と確保方策

### 4-1 相談支援事業

事業名	事業の概要
障がい者相談支援事業	障がいのある人や保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報及び助言等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。
地域自立支援協議会	地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び、支援の体制に関する協議を行うための会議を設置し、相談支援事業を効果的に運営します。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行います。

#### 【サービス見込み量確保のための方策】

障がい者の相談指導やリハビリテーション、情報提供等を総合的に行い、支援体制の充実を図ります。各種窓口で受け付けた相談については、関係部署や相談支援事業所と情報を共有して対応します。

#### ■相談支援事業の見込み量

事業名	単位	実績			実績見込み 令和5年度	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	か所	7	7	7	7	7	7	
地域自立支援協議会	団体	2	2	2	2	2	2	
基幹相談支援センター	か所	1	1	1	1	1	1	

※令和5年度の実績は、10月末までの利用実績を基に算出しています。  
資料：福祉保健課（各年度サービス提供分より）

## 4-2 成年後見制度利用支援事業

事業名	事業の概要
成年後見制度利用支援事業	障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用及び法人後見の活動を支援します。

### 【サービス見込み量確保のための方策】

判断能力の不十分な人が不利益を被らないよう、必要に応じた利用の促進に努めます。

### ■成年後見制度利用支援事業の見込み量

事業名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	1	1	1

※令和5年度の実績は、10月末までの利用実績を基に算出しています。

資料：福祉保健課（各年度利用者数）

## 4-3 成年後見制度法人等後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適性に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の育成及びその活用が円滑に行われるよう支援を行う事業です。

### 【サービス見込み量確保のための方策】

成年後見センターの設置や法人後見に係る支援、市民後見人の養成等による人材確保を行うため、町社会福祉協議会・NPO法人等、成年後見制度を担う関係機関等の連携を図るとともに、近隣市町との協力も含め、広域的に取り組んでいきます。

## 4-4 コミュニケーション支援事業

事業名	事業の概要
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業です。

### 【サービス見込み量確保のための方策】

聴覚、言語、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通の支援が必要な人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣により（コミュニケーション）意思疎通の円滑化を図ります。

### ■コミュニケーション支援事業の見込み量

事業名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	人/年	2	1	1	1	1	1

※令和5年度の実績は、10月末までの利用実績を基に算出しています。

資料：福祉保健課（各年度利用者数）

## 4-5 日常生活用具給付等事業

事業名	事業の概要
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため生活用具及び住宅改修費の給付を行います。

## 【サービス見込み量確保のための方策】

障がいの状況や程度の変化等、ニーズに応じた適切で細やかな給付に努めるとともに、関係部署や相談支援事業所等と連携を図りながら、事業の周知と利用の促進に努めます。

## ■日常生活用具給付等事業の見込み量

種目名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件/年	3	1	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	0	0	0	0	0	0
在宅療養支援用具	件/年	1	2	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	0	0	0	0	0	0
排泄管理支援用具	件/年	46	47	44	46	48	50
住宅改修費	件/年	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は、10月末までの利用実績を基に算出しています。  
資料：福祉保健課（各年度支給決定件数）

## 4-6 移動支援事業

事業名	事業の概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対する外出支援を行います。

### 【サービス見込み量確保のための方策】

ニーズに応じた適切なサービスを提供できるように努めます。

#### ■移動支援事業の見込み量

事業名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/月	3	3	3	3	3	4
	時間/月	42	78	74	78	78	92

※令和5年度の実績は、10月末までの利用実績を基に算出しています。

資料：福祉保健課（各年度サービス提供分より）

## 4-7 地域活動支援センター事業

事業名	事業の概要
地域活動支援センター事業	障がい者の日中の活動の場を提供するとともに、生活訓練を行います。

### 【サービス見込み量確保のための方策】

町内に地域活動支援センター事業を行う事業所はありませんが、障がいのある人等に創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るため、現在委託で実施している各事業所へは継続して委託をするとともに、さらなる機能の充実・強化を図ります。

#### ■地域活動支援センターの見込み量

事業名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	か所	3	3	3	3	3	3

※令和5年度の実績は、10月末までの利用実績を基に算出しています。

資料：福祉保健課（各年度サービス提供分より）

## 4-8 訪問入浴サービス事業

事業名	事業の概要
訪問入浴サービス事業	身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、移動入浴車を派遣して、入浴の介護を行います。

### 【サービス見込み量確保のための方策】

従来事業を継続することにより、ニーズへの対応と着実な実施を図りつつ、事業の一層の充実に努めます。

### ■訪問入浴サービス事業の見込み量

事業名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/月	2	2	2	2	3	3
	日/月	4	6	12	12	15	15

※令和5年度の実績は、10月末までの利用実績を基に算出しています。

資料：福祉保健課（各年度サービス提供分より）

## 4-9 日中一時支援事業

事業名	事業の概要
日中一時支援事業	日中において監護者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等に、日中における活動の場を提供します。

### 【サービス見込み量確保のための方策】

従来事業を継続することにより、ニーズへの対応と着実な実施を図りつつ、事業の一層の充実に努めます。

### ■日中一時支援事業の見込み量

事業名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/月	5	5	4	4	4	4
	日/月	67	60	48	50	52	54

※令和5年度の実績は、10月末までの利用実績を基に算出しています。

資料：福祉保健課（各年度サービス提供分より）

## 4-10 研修・啓発事業

地域住民への働きかけを強化することにより、障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

### 【サービス見込み量確保のための方策】

障がい者週間にあわせたイベント開催等による理解促進に向けた取組を通して、心のバリアフリーを推進します。

## 4-11 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

### 【サービス見込み量確保のための方策】

自主グループの活動を支援し、障がい者の生きがいづくりを促進するとともに、活動の活性化に努めます。



## 第6章 計画の推進

### 1 計画推進の体制

#### 1-1 全庁的な施策の推進

本計画を効果的・効率的に推進していくために、福祉・保健・医療分野を中心に庁内関係部署の連携を強化し、全庁が一体となって各施策を展開していきます。

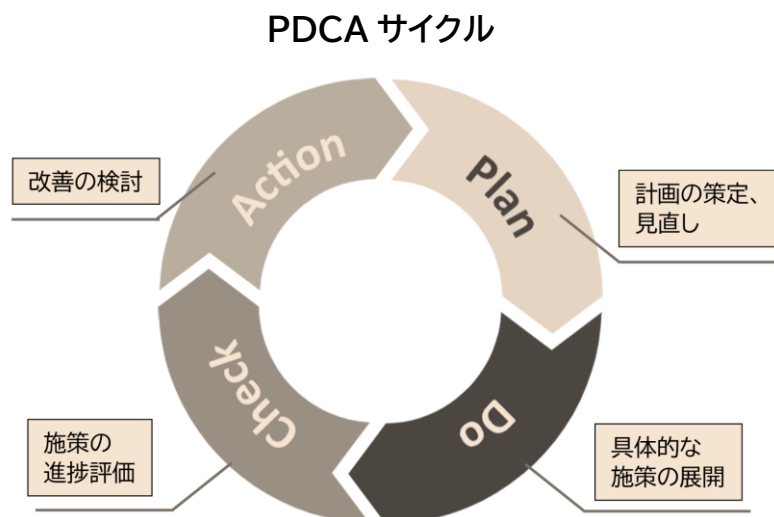
#### 1-2 県・近隣市町村との連携

施設の整備や重度の障がいのある人への専門的な支援等については、町単独での実施は困難な状況です。県の事業等を積極的に活用し、また、近隣市町村との連携により、一人ひとりのニーズに対応できるよう務めていきます。

### 2 計画の進捗管理

障害者総合支援法では、計画推進にあたってPDCAサイクルのプロセスを明示し、定期的に計画の調査や評価を行うこととされています。地域自立支援協議会等で成果目標や活動目標の進捗状況を確認し、目標数値の達成度への評価や達成していない場合の背景等の検証を行ったうえで、必要な対策や改善を実行します。

「PDCAサイクル」とは、Plan/Do/Check/Actionの頭文字を取ったもので、計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→見直し(Action)の流れを次の計画に活かしていくプロセスのことを言います。



## 第7章 資料

### ○富加町障がい者計画等策定委員会設置要綱

平成18年6月1日

訓令甲第39号

#### (設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定による富加町障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定による富加町障がい福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する富加町障がい児福祉計画の策定に当たり、必要な事項について審議を行うため、富加町障がい者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (組織)

第2条 委員会は、町長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、町議会議員、福祉関係者、医療保健関係者、学識経験者、障がい者代表者のうちから町長が委嘱する。

#### (委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総括し委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、残任期間とする。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員任命後の最初の会議は、町長が招集する。

#### (実務者会議)

第6条 委員会は、事業の遂行を図るため実務者会議を設置することができる。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健課において行う。

#### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

#### 附 則(平成29年訓令甲第2号—2)

この訓令は、平成29年2月1日から施行する。

#### 附 則(平成30年訓令甲第2号)

この訓令は、公表の日から施行する。

## ○富加町第4期障がい者計画等策定委員会 委員名簿

No.	職名	氏名	備考
1	町議会文教厚生委員会委員長	林 由香里	委員長
2	町社会福祉協議会会長	櫻山 一倉	副委員長
3	医療法人 慈成会 医師	杉山 靖和	
4	町民生委員児童委員協議会副会長	堀江 ちず子	
5	県身体障害者相談員	木澤 忠和	
6	県知的障害者相談員	板津 厚子	
7	地域生活総合支援センター みつばち	尾関 心子	

## 事務局

福祉保健課 課長	川崎 勝則	
福祉保健課 係長	兼松 正子	
福祉保健課 主任	小島 一輝	



第4期 障がい者計画

第7期 障がい福祉計画・第3期 障がい児福祉計画

---

富加町福祉保健課

---

〒501-3392 岐阜県加茂郡富加町滝田 1511番地  
Tel (0574) 54-2183 Fax (0574) 54-2461